

広島県告示第千二百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十二月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島白木線	東広島市志和町志和堀字古河三五八四番一地从先から東広島市志和町志和堀字原三六一五番一地从先まで	平成一九年十二月一〇日